○国土交通省令第九十五号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ヘ及び第二項第四号、第五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第十項（同条第十四項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第一項の規定に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（広域的特定活動） **第一条**　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号への国土交通省令で定める活動は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　当該活動が行われる地域外の全国における都市の住民を対象とする、農山漁村への移住を促進する活動又は我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動 三～五　（略） （拠点施設） **第三条**　法第二条第二項第四号の国土交通省令で定める施設は、一団地の住宅施設、宿泊施設、特定居住者の共同利用に供する事務所、事業所その他の業務施設又は特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設とする。 （削る）	（広域的特定活動） **第一条**　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号ホの国土交通省令で定める活動は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　当該活動が行われる地域外の全国における都市の住民を対象とする、農山漁村への移住若しくは都市における住所のほか農山漁村に居所を有することを促進する活動又は我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動 三～五　（略） （拠点施設） **第三条**　法第二条第二項第六号の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一　第一条第一号に掲げる活動　教養文化施設、スポーツ施設その他の同号に規定する催しが実施される施設
（削る）	二　第一条第二号に掲げる活動　交流施設、集会施設又は体験学習施設
（削る）	三　第一条第三号に掲げる活動　商業施設その他の同号に規定する事業活動を行うための事業場として相当数の事業者が利用するための施設又は医療施設
（削る）	四　第一条第四号に掲げる活動　流通業務施設
（削る）	五　第一条第五号に掲げる活動　同号に規定する活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの
（削る）	六　前条に掲げる活動　交通施設（拠点施設関連基盤施設整備事業の対象となる施設を除く。）又は流通業務施設
2　法第二条第二項第七号の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　第一条第一号に掲げる活動　教養文化施設、スポーツ施設その他の同号に規定する催しが実施される施設 二　第一条第二号に掲げる活動　交流施設、集会施設又は体験学習施設 三　第一条第三号に掲げる活動　商業施設その他の同号に規定する事業活動を行うための事業場として相当数の事業者が利用するための施設又は医療施設 四　第一条第四号に掲げる活動　流通業務施設 五　第一条第五号に掲げる活動　同号に規定する活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの 六　前条に規定する活動　交通施設（拠点施設関連基盤施設整備事業の対象となる施設を除く。）又は流通業務施設	（新設）
（削る）	**第六条**　削除